

議案第 5 5 号

市川市個人情報保護条例の一部改正について

市川市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 8 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市個人情報保護条例の一部を改正する条例

市川市個人情報保護条例（昭和 6 1 年条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号から第 3 号までを次のように改める。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。第 3 5 条において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 個人識別符号 個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 2 項に規定する個人識別符号を

いう。

- (3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第2条第8号イ中「(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。第35条において同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)」を削り、同条第9号ア中「行政機関個人情報保護法第2条第2項第1号」を「第1号ア」に改め、同号イ中「行政機関個人情報保護法第2条第2項第2号」を「第1号イ」に改め、同条第12号イ中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。第24条の6第4号及び第7号において「独立行政法人等個人情報保護法」という。)第2条第1項」を「個人情報保護法第2条第9項」に改める。

第24条の6第4号中「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法」を「個人情報保護法」に、「第8号」を「第7号」に改め、同条第6号中「行政機関個人情報保護法第44条の14」を「個人情報保護法第118条」に、「行政機関個人情報保護法第2条第9項」を「個人情報保護法第60条第3項」に、「行政機関非識別加工情報(同条第10項に規定する行政機関非識別加工情報ファイル)」を「行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイル)」に改め、同条第7号を削り、同条第8号中「行政機関個人情報保護法第44条の14」を「個人情報保護法第118条」に改め、同号を同条第7号とし、同条第9号を同条第8号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第24条の6の規定の適用については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「整備法」という。）附則第2条第1号の規定による廃止前の行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「旧行政機関個人情報保護法」という。）又は同条第2号の規定による廃止前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「旧独立行政法人等個人情報保護法」という。）の規定により刑に処せられた者は整備法第50条の規定による改正後の個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「新個人情報保護法」という。）の規定により刑に処せられた者と、旧行政機関個人情報保護法第44条の14又は旧独立行政法人等個人情報保護法第44条の14の規定により行政機関非識別加工情報又は独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を解除された者は新個人情報保護法第118条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除された者と、改正前の第24条の6第4号に規定する他の地方公共団体の個人情報保護条例の規定（旧行政機関個人情報保護法第44条の14に相当する規定に限る。）により契約を解除された者は改正後の第24条の6第4号に規定する他の地方公共団体の個人情報保護条例の規定（新個人情報保護法第118条に相当する規定に限る。）により契約を解除された者と、それぞれみなす。

(市川市公文書公開条例の一部改正)

- 3 市川市公文書公開条例（平成9年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号の2中「同条第2号に規定する個人識別符号若しくは同条第8号イに規定する記述等」を「同号アに規定する記述等若しくは同条第2号に規定する個人識別符号」に改める。

理 由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の廃止に伴い、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。